

平成 30 年度第 2 回船橋市行財政改革推進会議 会議録

日 時	平成 30 年 8 月 27 日 (月) 13 : 30 ~ 15 : 30	
場 所	船橋市役所 9 階 第 1 会議室	
出席委員	武 藤 博 己	法政大学大学院公共政策研究科 教授
	谷 本 有美子	公益社団法人 神奈川県地方自治研究センター 研究員 法政大学人間環境学部 兼任講師
	大 野 敬 三	市民委員
	佐 藤 主 光	一橋大学国際・公共政策大学院経済学研究科 教授
	沼 尾 波 子	東洋大学国際学部国際地域学科 教授
	日 吉 淳	株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 ディレクター/プリンシパル
	本 木 次 夫	市民委員
推進本部員等	山 崎 健 二	副市長 (船橋市行財政改革推進本部副本部長)
	伊 藤 誠 二	健康福祉局長
	大 石 智 弘	建設局長
	杉 田 修	企画財政部長
	笹 原 博 志	総務部長
	栗 林 紀 子	教育委員会管理部長
	大 竹 陽一郎	企画財政部政策企画課長 (作業部会長)
	鈴 木 幸 雄	企画財政部政策企画課副参事
	森 昌 春	企画財政部財政課長
	須 田 一 弘	企画財政部財産管理課長
	林 康 夫	総務部総務課長
	小 栗 俊 一	総務部職員課長
	丸 良 忠	教育委員会管理部教育総務課長
事 務 局	政策企画課	平野課長補佐、岩埜副主幹、富田総合計画係長 藤野行財政改革推進係長、染谷主任主事、岡本主事、 吉田主事、平野主事、江川主事、毛取主事
	財産管理課	廣川課長補佐
	財政課	小澤課長補佐
	職員課	岡部課長補佐、大岸主任主事
	教育総務課	三輪副主幹、山田係長
次 第	1. 議題	
	(1) 将来財政推計について	
	(2) 学校規模の適正化と現状について	
	(3) 会計年度任用職員制度について	
	2. その他	
傍聴者	9 名	
会議の公開・非公開の区分	公開	

開会（13時30分）

○事務局（政策企画課副主幹）

定刻となりましたので、平成30年度第2回船橋市行財政改革推進会議を開催させていただきます。

まず、本日の配付資料を確認させていただきます。資料1「平成30年度第1回船橋市行財政改革推進会議意見要旨」、資料2「将来財政推計について」、資料3「学校規模の適正化と現状について」、資料4「会計年度任用職員制度について」、以上4点でございます。お手元の資料で不足がございましたら、挙手していただきますようお願いいたします。

マイクの使用方法ですが、マイクのスイッチを押していただきますと赤いランプが付き、マイクがオンになります。ご自分の発言が終わりましたら、再度スイッチを押してマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、お手数ではございますが、発言の都度、お名前をおっしゃっていただきますよう、あわせてお願いいたします。

続きまして、委員の出席者についてご報告いたします。本日は7名全員の方にご出席いただいておりますことから、船橋市行財政改革推進会議設置要綱第5条第2項に規定されております会議の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

次に、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条により公開となります。

また、傍聴につきましては、傍聴者の定員を10名として市ホームページに掲載させていただきましたことをご報告いたします。なお、本日、9名の傍聴希望者がいらっしゃいますことをあわせて報告いたします。

それでは、推進会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき、議事の進行につきましては武藤会長にお願いいたします。武藤会長、よろしくをお願いいたします。

○武藤会長

それでは、議事に入る前に、傍聴者に入場していただきます。

（傍聴者入室）

○武藤会長

傍聴者の方は、受け付けの際にお渡しいたしました「傍聴に関する注意事項」の内容に従って傍聴されるようお願いいたします。

それでは、平成30年度第2回船橋市行財政改革推進会議を始めます。

最初に、前回会議の要旨について、事務局より報告させていただきます。

○事務局（政策企画課副主幹）

事務局でございます。それでは、前回、7月23日に行われました第1回船橋市行財政改革推進会議の意見要旨をご報告いたします。資料1をご覧ください。

前回会議は、議題として3点、「財政状況（決算）について」、「公共施設等総合管理計画について」、「指定管理者制度の導入検討について」を議題とし、幅広いご意見をいただきました。本日、ご発言いただいた主な意見をこちらの資料にまとめさせていただいております。詳細につきましては

後ほどご確認をいただければと思います。

簡単に、議題1つ目の「財政状況（決算）について」は、平成29年度決算の状況をご報告させていただき、今後、この決算を反映させた将来財政推計をお示しするというをお伝えさせていただきました。ここでは、「将来財政推計を示す際は、昨年度と同じ推計のほか、今後予定されている大規模事業のうち既に着手しているもの以外について、当面凍結するとしたら今後の推計はどのように変化するか等、違った前提条件による試算を作成してみたらどうか」、また、「会計年度任用職員制度導入が重いインパクトを持つので、働き方改革という観点も含めて検討を進めるべき」というような意見をいただきました。

次に、議題2つ目の「公共施設等総合管理計画について」では、「築後65年後に同規模で建て替えるという前提が問題ではないか」、「施設面積の過半数を占める学校施設の利用状況について調べる必要がある」、「学校はコミュニティの核なので、その施設が地域にとってどのような空間・機能なのかという視点も選定条件に加えてほしい」などの意見をいただきました。

3つ目の「指定管理者制度の導入検討について」では、市側から指定管理者制度導入に当たっての考え方についてご説明させていただいた上で、現在検討中の施設について、市営住宅、都市公園についてご紹介させていただきました。その中では、「指定管理者制度、公共施設等総合管理計画及び業務改革は三位一体で検討する必要がある」、「検討に必要以上に時間をかけないためにも、いつまでに導入の方向性を決めるかという期限を設け、進行管理をしっかりとする必要がある」、また、市営住宅については、「余剰地や空き室の活用など、不動産活用についても検討してほしい」、運動公園については、「公園を使ったイベントの企画等、ハードの利活用の方法も検討してほしい」といったご意見をいただきました。

最後に会長から本日のご意見をまとめていただいた上で、これに関連して、本日の議題で、学校施設の現状について、会計年度任用職員についてをテーマとしているところでございます。

簡単ではございますが、前回会議の意見要旨のご報告については以上になります。

○武藤会長

ありがとうございました。

事務局からの報告は以上になります。

1. 議題

(1) 将来財政推計について

○武藤会長

それでは、本日の議題に移ります。1つ目の議題の「将来財政推計について」、説明をしてもらいたいと思います。

前回の会議では平成29年度決算の速報値についての説明がありましたが、これを踏まえた将来財政推計を今回説明していただくこととなっております。また、試算に当たっての一つの比較として、大規模事業のうち、現在未着手の事業を積算しない場合の推計も示すようお願いしていたところです。

それでは、所管課に説明を求めたいと思います。

○政策企画課長

政策企画課でございます。インデックスの2番をご覧いただきたいと思います。

まず、最初の1ページ目に、「将来財政推計とは」というそもそも論を改めて書かせていただきましたけれども、推計の前提条件として代表的なものを5つほど出させていただきました。将来の人口の推移ですとか、予算・決算の状況、事業量等の伸び、こういったものを加味しながら、今後の歳入歳出の推移が将来的にどう変わっていくのかというところを試算したものであって、こういうところから見えてくるトレンドを見るものであるというところなんです。その過不足から課題を抽出して対応策を検討するためのツールとして将来財政推計を生かしていきたいというところをご説明させていただいているところでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

では、将来財政推計、直近の29年度決算を踏まえた形で時点修正いたしましたので、それについてまずご説明させていただきたいと思います。

まず、主な見直しのところでですけども、特に29年度の決算の中で一番大きな特徴は、財源調整基金の減少幅が前回推計で見ていたよりも増えたというところでございます。28年度から29年度で47億円減少していますが、これは、普通交付税の算定の考え方を市として読み切れなかった点、それから、県のほうが税交付金として仕分けをしますが、その数字が大幅に乖離してしまった点などが多々ございまして、ここは特徴的に大きく外れたところがありますけれども、29年度から30年度、当初では18億円程度の取り崩しは生じるだろうと見込んでいたところが、実際には40億円取り崩しが進みました。

ここの理由としましては、まず、市税の伸びをある程度見込んでいまして、税自体は伸びておりました。ところが、最近の傾向ですと、ふるさと納税は、船橋市民が前年にふるさと納税した金額について、その一定額が翌年の住民税から控除されるというものでございますけれども、このときに市の控除額が約6億7,000万円と税の伸びを相殺するような結果になりました。それから、扶助費の伸びについては、もともと推計していた以上に需要が非常に大きかったというところが主な理由です。

基本的には、何で40億円が減額されたかというところ、それまでのトレンドとしまして、歳入歳出決算の段階ではおおむね70億円ぐらいの執行差金が見込まれたというところで、当初予算のときから70億円ほど繰り入れるような状況で見えておりました。その結果、このように40億円の減というところが出てまいりまして、どうも決算剰余金が出にくくなってきたのかなと考えております。

それから、②、③のところ「推計前提条件の変更」ですとか「新たな推計要因の反映」について書かせていただきましたが、これは次のページの「今後10年間の財政見込み（平成31～40年度）」とあわせてご覧いただきたいと思います。

10年の推計見込みの中で、まず、人件費をご覧いただきたいと思います。32年度のところを丸で囲んでございますけれども、これは現在の臨時・非常勤制度が平成32年度から会計年度任用職員制度に変わります。これによって一番大きく変わるの、一時金、いわゆるボーナスが出るというところでございます。現状、今のまま推移しますと、試算によりまして、ここで人件費が10億円増えてしまうというところが一番大きな特徴かと思っております。

それから、次の扶助費は社会保障経費に当たりますけれども、ちょうど左下の扶助費の見込みのグラフをご覧いただきたいと思います。児童福祉は主に待機児童対策ですけども、保育園関係、それから、障害福祉関係は法定サービスをご利用される方が非常に伸びているというところで、まだまだ右肩上がりかなと見ております。

続きまして、公債費は、過去に借りました市債の償還がここから本格化するということで、学校

の耐震化ですとか清掃工場の建て替えとか、非常に集中的に借りた償還がここで本格化するということで、毎年10億円程度上がってしまうところが今後見込まれます。

それから、歳出のその他が特徴的なところですが、介護保険、それから後期高齢者医療事業特別会計繰出金ということで、ここは今後対象者が増えていくということで、市としての法定の繰出部分についてもやはり上昇していくであろうと見込まれております。

では、一方で、これを賄うだけの一般財源としてはどうかというところが市税の欄になりますけれども、市税として1,000億円は、かつて船橋市の中ではまだ到達したことがない金額ではございますが、ほぼ横ばいが見込まれている中で、歳出の一般財源の伸びをカバーできるまでの伸びはさすがに見込めないかなと考えております。そうしますと、この10年間の財政見込みの中の収支差額をご覧いただきたいと思いますが、35億円から最大で70億円ぐらい差が出てしまう。これはあくまでもトレンドということで、対応することによってこの差を埋めていかなければいけないのですが、行財政改革によってここをいかに埋めるかというところが課題になってきたかなと思います。

次のページ、4ページをご覧いただきたいと思います。今後の行財政改革の取り組みということで、今後の取り組み、歳入、歳出、両方書かせていただきました。こちらについては、この推進会議の中からもいろんなご意見をいただきました。そのご意見も反映する形で取り組んでいかなければいけないのかなと思っております。

この中でも、例えば歳入は市税等徴収率向上ですとか、歳出のほうは公共コストの削減、事務事業の見直し、まず、内部的に自助努力でできるところを積極的にやっていかなければいけないかなと思っております。

31年度予算編成の中で取り組めるものについては取り組んでいくというところを考えておりますけれども、いろいろ検討を進めているものが非常に多い段階で、大きく31年度から削減効果が出るということは難しいかなとは思っております。ただ、今後の取り組みとしては、短期・中期・長期の視点から具体的な取り組み案をプランとして今年度中には策定しなければいけないと考えております。これについては、また回を追うごとに推進会議でお示しさせていただいて、委員の皆様からもいろいろご意見をいただきたいと思っております。

最後に、参考としまして、前回の推進会議の中で、仮に今未着手の大規模事業を見送った場合どうなるかというところの推計でございます。これは、やめてしまうというだけではなくて、当然、先送りというものもありますけれども、ここに出ている収支額が今後の未着手を全部先送りした場合、下の段が大規模事業を全てやった場合になります。ここ3年ぐらい、31年から33年ぐらいは、起債の償還がほとんどないということで、ほとんど変わりありませんが、30年代後半から、かなり公債費を中心とした負担が大きくなっていくということで、かなり広がってはくるかなと。ただし、大規模事業を全て先送りしたからといって、ほかの収支差額が全部埋まるということはないので、そこについては、歳入、歳出、できるところから見直しをしていかなければいけないかなと考えています。

説明は以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

ただいま、市より、見直し後の将来財政推計について説明がありました。ここまでの説明でご質問やご意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

本木委員、どうぞ。

○本木委員

本木です。資料2の関係で、2ページ目、2点確認をしておきたいのですが、一つはふるさと納税です。前回か前々回も私質問をさせていただいていますが、ふるさと納税をした方の市民税が控除になりますと。予算に9億8,000万円ほど波及してきているという試算ですけれども、船橋はふるさと納税を受けるための努力はどんなふうに行われているのでしょうか。先ほどはつきりわからなかったのですが、ふるさと納税を受けるほうと出したための控除の部分とで、チャラになってしまうというふうに受けとめられたのですが、ふるさと納税の関係が財政に波及する度合いはどのようなだろうと、単純な一市民としての疑問です。それが一つ。

それからもう一つ、国民健康保険事業特別会計繰出金の問題です。12年間で決算補填目的の法定外繰出金の解消を目指していますが、これを12年と設定した理由はどういうことでしょうか。10年あるいは15年ではだめなのかどうか。

その2点を確認させていただきたいと思います。

それからもう一つ、4ページですけれども、ここに「予定した大規模事業を全て実施した場合の財政見込み」とあるのと、それから、未着手の事業を積算しない前提で予測を立てていますが、未着手の事業を全く考慮外にしてしまうことが市民サービスという視点からよいのかどうか、どういうふうにお考えなのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○政策企画課長

政策企画課でございます。

まず、ふるさと納税についてご説明させていただきます。

金額から申し上げますと、船橋市民がふるさと納税を前年にやりまして、29年に控除を受ける額が約6億7,000万円、それに対して、船橋市がふるさと納税で寄附を受けた金額は約1億3,000万円です。実際、去年よりは若干下がってはいますけれども、県内ではかなり上位にいます。

特典としましては、ふるさと納税をするに当たって、どうしても人の気持ちとしてはやむを得ない部分がありますが、どういう特典があるのかというところで、特典で選ばれてしまうのが現状かなと思っております。市としましては、なるべく特典を用意したいということで、自分のほうから事業者にお声をかけさせていただいたり商工会議所を通したりして、船橋市として生産しているものをなるべく多く拡大していきたいということで、今、特典は130品目ぐらいです。品数も増やし、バラエティーも増やしまして、季節物の例えば梨ですとか、冬になりますとクリスマスケーキとかおせちとか、そういったところのPRを一生懸命努力はしているところでございますけれども、全国的にふるさと納税に取り組んでいる自治体はかなり強力なところもあって、そういった中では、なかなか苦戦しているかなと思っております。ただ、金額的には県内では上位にいると思います。

続きまして、国民健康保険の12年です。

基本的には、県としては、おおむね6年を一つの期間として見るというところを一つの基準と考えております。船橋市は、国民健康保険料をかなり低く抑えてきたという今までの経緯がございますので、6年間というのは、市民にとっても負担が大きく、理解が得られにくいのではないかとこのところで、担当課としては、倍の12年ぐらいで段階的に緩和しながら、理解をしていただきながら解消していきたいという考えを持っております。

それから、大規模事業の未着手の部分ですけれども、本木委員がおっしゃったように、この中には、児童相談所ですとか、市民の安全に関します消防本庁舎の建て替えですとか、海老川上流の区画整理

の新駅設置を先延ばししたりというところで、まちづくりですとか市民サービスにも影響するところが出てくるかと思しますので、これは完全にやらないというわけではなくて、あくまでも試算として、仮にこれを差し置いた場合にはどういう推計になるのか、あくまでもシミュレーションをしたにすぎないということだと思います。ですから、この部分については、当然ながら、多額の財政支出を伴いますので、慎重に検討していかなければいけないかと思はしますが、全くやらないというふうには考えておりません。

○武藤会長

よろしいですか。

○本木委員

ふるさと納税の控除額は約6億7,000万円なのに、寄附を受けるほうは1億3,000万円。この辺については、船橋ももっと頑張れる余地があるのではないかという気はしますけれども、ぜひ、これは我々市民も含めて、考えていかなければならない部分ではないかという気がいたします。

未着手の部分は、今、お話がありましたように、兎相にしても、消防庁舎にしても、海老川上流の新しいまちづくりにしても、そういうことはこれからの計画の中で考えていく部分もあるということですので、わかりました。結構です。ありがとうございました。

○武藤会長

ほかにいかがでしょうか。

○谷本副会長

今説明いただいた資料2そのものご質問と意見というよりは、前回ご報告いただいた意見書に対する取り組みとあわせた話で申し上げておきたいのですが、もう8月も終わりになりますし、そろそろ各部局それぞれで来年度に向けた予算編成の準備作業が始まっていっしょのころかと思はします。それに対して、昨年度この委員会が立ち上がって、昨年の中身はまだ固まっていないぐらいのころでしたので、きちんと提言申し上げていなかったのですが、3月に提言をさせていただいて、30年度は徐々にやれるところから手をつけてくださっていると思はしますが、次、今度は31年度に向けて、そろそろ庁内ではきちんと周知をしていただいて、やれること、来年度どう対応していくのかというお声がけをしていただく必要があると思はしますが、そのあたりのご対応はどうなっていっしょいますか。

○政策企画課長

政策企画課長でございます。

まず、いただきました意見書につきましては、4月に、所属長を全て集めまして、今後、こういう意見書も参考にしながら行革に全庁的に取り組んでいきますと。少なくとも今年度の秋口以降ぐらいまでには、いただいた提言の項目も考えながら、一つの方向性を出していくというところは説明させていただきました。

実は、8月17日に予算編成の説明会がありまして、その中で、今日ご説明しているような資料で職員向けにも説明をいたしました。今言ったように、31年度予算の中では具体的に大きく踏み込ん

でいくところまでは行かないけれども、32年度以降の予算の中ではそれが反映できるように取り組んでいくので、今年度の予算編成をやっていくに当たっても、そういった視点で考えた上で予算要求してくださいという話はいたしました。

○谷本副会長

今おっしゃっていただいたように、先ほどのふるさと納税のお話も、次の予算編成の段階でいろいろと担当課で工夫できることはたくさんあると思いますので、ぜひ、これをきっかけに、予算編成のタイミングで、庁内の皆さんと一緒に考えていきたいと思いますという体制づくりをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○本木委員

関連で、私も改めてこの意見書を読ませていただきまして、単純に見ても相当厳しい意見・提言だと思います。私の中で非常に注目しているのは、市民の理解と協力を得ながら職員一丸となって取り組みましょうという部分と、もう一つは、30年度からの執行体制や予算に反映できるよう中間意見書としてとりまとめましたと言っているんですね。今のご質問と同じです。30年度から反映できるようなものを考えてほしいという意見書なんです。そのために中間意見書を出しているんですね。

すぐにでもできるようなことがここに出ています。例えば医療費の抑制は、後発医療の使用促進の取り組みなどはいつでもできるわけです。もちろん行政も、例えば保険証を送られてくると一緒に、ジェネリックでいいよという小さいラベルも送っていただいていますし、そういう努力はしているのですが、こういった意見・提言の中で出しているものは、取り組めばすぐにでも取り組めるようなことがいろいろあります。

それと、こういった提言を具現化していくためには市民の理解が非常に大切だと、私もそのとおりでと思います。そのための努力は来年度からでなければできないということではないので、それに対する取り組みを行政としてはお考えいただきたいと思います。

○武藤会長

ほかにいかがでしょうか。

では、私から少し。着手、未着手の、先ほどの説明だと、今回はシミュレーションとして、やらなかった場合の数字が出ているということです。これは今後やるかやらないかを決めなくてはいけないということになるわけですが、時間のかかることですので、本当に今年度中に、何と何に着手するか、何をやめるのかということを検討していかないといけないし、施設に関連することですから、住民の利害に関係することもあるでしょうから、その説明のことを考えると時間もかかりますから、今年度からもう始めないといけないのではないかと思います。

それから、もちろん、そうした公共施設だけではなくて、事務事業そのものも、不要不急の事務もあるでしょうから、事務全体の見直しということも必要なことで、いろいろとこれまでも事務の見直しなどをされていると思いますが、今後一層、事務を減らしていくということをやらないと、結果として行財政改革は実現しないのではないかと思います。

ということは、市民への説明も重要ですが、職員の皆さんの意識が非常に重要なので、それぞれの課の中で、ちゃんと事務事業の見直しをするということに市の重要な体制として取り組む必要があるのではないかと思います。

そんなところですが、ほかにいかがでしょうか。

沼尾先生、どうぞ。

○沼尾委員

今の話と少し関連しますが、将来財政推計の新たな推計要因というところで、保育無償化の話が、多分、まだ制度的に固まっていないというところで、入れていないと思いますけれども、例えばよその自治体さんですと、保育料で徴収している部分について、公設であれば全部市費、民営のものについては、国費2分の1、県費4分の1、市費4分の1という形で試算をして、おそらく、財源は消費税増税とセットなので、そこで行って来いで終わるのではないかなという議論もありますが、ある程度的前提を置いて試算しつつ、規模としては、ひょっとすると数億円単位になってくる話でもあると思うので、そこを見込んでおくということは今後の保育所の運営をどうするかともかかわると思いますが、そのあたりは何か考えておられるでしょうか。

○山崎副市長

副市長です。今、沼尾先生がおっしゃった件は非常に問題意識として持っております。特に公立保育園などは、おっしゃるとおり、施設型保育の補助の体制ではなくて、この前、中核市市長会でも、市長代理で行きましてかなり強烈に主張しましたけれども、運営費が一般財源化されたからといって、いただける歳入のほうを全額市負担で、なおかつ、それが交付税の密度補正というのは、私には全く理解できない。多分、先生もそういう思いだと思いますけれども、あの辺が非常にまだわからないという中で、仮に全額負担だというような話になりますと、私どもの市は人口が中核市で一番多いものですから、影響額は本当に数億ではとどまらない形になるかもしれないということはあると思います。ですから、それは問題意識として持っていて、今後、国等に働きかけていきますけれども、今のところ、この推計の中には、不確定なのでそこまでのものは入れていません。入れていませんけれども、その数字は用意はしておるといような形でやっております。

○沼尾委員

わかりました。

○武藤会長

いかがでしょうか。よろしいですか。

いろいろとご意見ありがとうございました。まだ十分予測のつかない隠れたマイナス効果もあるようです。今後ますます厳しい状況が想定されますので、本当に、職員の皆さんのしっかりした対応が求められていると思います。

将来財政推計からわかることとしては、扶助費、公債費といった義務的経費が増大していること、向こう3年間の大きなインパクトとして会計年度任用職員制度があり、長期的には今後予定されている大規模事業による影響が大きいということになると思います。この2点は今後の議題とも関係しておりますので、議題を進めたいと思います。

(2) 学校規模の適正化と現状について

○武藤会長

次の議題は、「学校規模の適正化と現状について」です。前回、公共施設等総合管理計画についてご説明いただきましたが、その中で、施設面積の過半数を占める学校施設の利用状況について調査する必要があるという意見が多くありました。今回は、教育委員会から、その報告と学校配置の考え方について説明をしていただくことにいたしました。主管課から説明をお願いいたします。

○教育総務課長

教育総務課でございます。資料3をご覧くださいと思います。

本年度第1回の会議において、学校の活用状況を整理し、定量的に把握することが必要であるとのご意見をいただきました。これに関し、教育委員会では適正な学校規模による望ましい学校配置の実現に取り組んでまいりましたので、学校規模の適正化とその現状についてご説明させていただきます。

1ページと2ページは、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等における国の変遷と、その中で平成27年1月に文部科学省が策定しました「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」の大まかな要旨です。

3ページ目からが本市の状況となっております。後ほど改めて説明いたしますが、教育委員会では、適正な学校規模による望ましい学校配置の実現のため、平成17年8月に、船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針を策定しております。

まずは、小・中学校の児童生徒数の推移と今後の見通しについてです。

本市の児童生徒数は、昭和50年代後半から60年代初めを頂点として減少した後、小学校は平成12年、中学校は平成17年を境に再び増加に転じ、現在に至ります。今後は、小学校は平成31年から緩やかに減少するものと推計しており、長期的に見ても、船橋市人口ビジョンの推計から減少は続くものと考えられます。また、中学校は小学校から数年おくれて同様の経過をたどる傾向であることから、近い将来、減少に転ずるものと考えております。

4ページをご覧ください。現在の学級編制と学校規模の分類を示しております。左の表のとおり、国の基準は、小学校1年生が35人学級で、小学校2年生から中学校3年生まで40人学級となっております。しかし、本市では、千葉県教育委員会において、小学校第2・第3学年及び中学校第1学年で35人学級を、小学校第4から第6学年及び中学校第2・第3学年で38人学級を編制することが可能としていることから、これに準じた学級編制、いわゆる弾力的運用を行っております。

右の表は、本市における学校規模の分類です。12～24学級を標準規模とし、これ以外の学級数の学校は表のとおり分類としております。

標準とする学校規模と期待される効果を5ページでお示ししております。12～24学級を標準規模と定めていることは、先ほども述べたとおりです。

期待される効果は、効果的なクラス替えが可能である、学年内での課題別指導や個に応じた指導が充実できる、切磋琢磨する機会を増やし、社会性を育むことができるといったものに加え、中学校においては、より多くの部活動を設置することができ、生徒の個性に応じた活動が選択できる、教科担任制であるため、各教科において複数名の教科担当者が配置できるなど、組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなるといった効果も見込むことができます。

6ページをご覧ください。先ほど申し上げました、教育委員会で平成17年8月に、船橋市立小・中学校適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、学校規模に応じて、以下の基本方針に基づき、通学区域の見直しや学校の統合等に取り組んでまいりました。

適正規模化のためには、通学区域の変更・弾力化、分離新設、統合といった方策が挙げられます。これらを検討する際の留意点を7ページに記載しております。

通学区域の変更・弾力化を実施するに当たっては、周辺校への影響や学校と地域のつながり、地理的・歴史的背景、小・中学校のつながり等を考慮いたします。

分離新設は、少子化の進展に伴う将来的な児童生徒数の減少、都市部における用地取得の困難さなどを考慮し、慎重に検討するものとしております。

統合を検討する場合は、表中の「視野に入れる地域・学校」の状況を精査し、既存施設の活用を原則として、保護者、地域の方へ丁寧に説明をしながら進めてまいります。

いずれの場合においても、教育委員会といたしましては、余裕教室数、特別教室数、運動場面積、特別支援学級・通級指導教室の開設状況等を総合的に考慮しながら、教育環境に留意し、検討を行ってまいります。

では、現状、市内の学校はどのような状況なのか、5ブロック別の学校規模を8ページにまとめております。

南部、西部、東部は、ほとんどの学校で標準規模を超えており、西部には大規模校や過大規模校も散見される状況です。

中部、北部は、規模の大きな学校もありますが、小規模校も多く存在している状況です。

なお、本市には過小規模校はございません。

9ページに、普通教室として使用可能な教室数と残教室数を5ブロック別にまとめております。

教育委員会では、児童生徒数の増加や学級編制基準の引き下げによる学級数の増加により教室不足となる学校が発生しないよう、児童生徒数推計を作成するとともに、各学校における普通教室として使用可能な教室を把握するように努めております。便宜上、その数字から今年度の普通学級数を引いた数字が残教室となっております。1校平均の残教室数は、南部、西部には少なく、中部、東部、北部に多い状況です。「普通教室として使用可能な教室のうち、約25%を占める」とありますが、残教室数の中には、次ページでお示ししております国基準で示されている室や、本市の政策上必要と考える室も含まれており、残教室数イコール余裕教室数とはなっておりません。そのため、今後、各学校の教室等の使用状況について詳細な調査を行う予定としております。

10ページには、学校に必要と考える室と余裕教室について示しております。これに基づいて、余裕教室がない小学校と余裕教室が複数ある小学校の事例を11ページ、12ページに示しております。

11ページの小学校は標準規模校である20学級の学校ですが、既に学級数の増加に対応するための余裕教室はなく、倉庫や資料室などの普通教室に満たないスペースが点在するのみとなっている事例です。

12ページには、小規模校である11学級の小学校を載せております。ピーク時には20学級を超える学級数の学校であったため、余裕教室もある程度の数が確認できます。

13ページには、既に複合化している施設の事例として三山小学校教室配置図を示しております。三山小学校では、1階の南側に三山デイサービスセンター、北側に放課後ルームが入っております。

最後に、繰り返しとなりますが、前回の会議でお話のありました、学校に必要と考える室以外の学校施設の利用状況につきましては、現在、調査項目を精査中であり、今後、各学校へ調査を行う予定となっております。

教育総務課からは以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

教育総務課長から、学校規模の適正化と現状について説明がございました。ここまでのご説明で、ご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員

まず、忘れる前にですが、実態の把握としまして、地域別で8ページのところで5ブロック別の学校規模の現状について示されていますが、今は子どもがいるわけで、小さい子もいるわけですが、これがこのまま大きくなって行って、この地域の学校に入ると単純に考えると、もうちょっと先も見れると思うのです。今この段階では、小規模校があつて、過小規模校はない状況だと思いますが、これから出てくる可能性もあるので、例えば、向こう5年とか6年とか、できれば10年先、そこまで読めるかわかりませんが、少し先を見て、これからどうなっていくかということブロック別に考えていったほうが実態がわかるかなと。少なくとも人口動態という観点からは実態が見えるかなということ。

それから、ここの議論には二つポイントがあると思います。一つは、学校としての機能をどう維持していくか。だから、あまりにも子どもの数が少ないとクラス替えが難しいとか適正な教育ができないとか。小さいほうがいいじゃないかという議論もありますけれども、学校としての機能をどう確保していくかという問題が一つ。もう一つは、ぶっちゃけ、箱物としての学校をどう維持するかという問題、あるいは、使わない、やめるかという問題ですよ。

どちらかというとな後者のほうがこれからの議論かなと。ここの委員会は別に教育委員会ではないので施設という機能にだけ着目すると、あいている教室があるわけですから、基本的には、13ページにあるように、複合化を前提に、今使っていない教室、事実上使っていない教室と言うべきですが、これをどう展開していくのかということを考えないと。恐らく、教育委員会に単純に学校の利用について考えてよと言ったら、彼らは教育の中でしか考えないので、それは、ランチルームもできるし、PTAの会議室もできるわけです。あくまで教育の中でしか考えないから。だから、市として、箱物である学校を、ほかのことも含めて、デイケアだろうと図書館だろうといいと思いますけれども、あるいは文化施設でも公民館でも。要するに、市として、学校のあいている部分を、余裕部分をどう使うかということ、早い段階で方針を示さないと、なかなか施設の有効利用にはならないだろうというのが感想です。

それも踏まえて、何はともあれ実態把握をしないと。使っているというのは、1年に1回使っていれば、それは使っているになってしまうので、稼働率をちゃんと見ないといけない。月別の稼働率で実際のところどうなっているのか。ある特殊な行事でしか使っていないとか、会議は、夜の会議であれば普通に教室を使ったっていいじゃないかという議論もできますので、それぞれの教室の稼働率を捉えていくということが必要なのかなと思います。

どうでもいいですけども、今、稼働率、稼働率と言いましたけれども、学校に限ったことではなくて、図書館だろうと公民館だろうと稼働率は意外と大事で、会議室もそうですよね。なので、これは、これから公共施設の利用状況を見ていくときの一つの指標になるのではないかと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。
教育総務課から何かございますか。

○教育総務課長

教育総務課でございます。生徒数の推計に当たっては5年先等を見据えて推計をしておりますが、今後、各学年1クラスの状態が続くとか、そういったものを考えて、過小規模校となることが継続的に見込まれる学校は今の時点ではございません。

これから調査をいたしますという学校の教室の使用状況については、稼働状況もあわせて調査をしようと考えております。

○武藤会長

ほかに。

○日吉委員

日吉でございます。将来的な検討も含めて、将来的に統廃合を進めるということになると思いますが、統廃合をするときに、当然、廃止される学校が出てくる。そのときに、ちょっと前、ほかの自治体でご相談をいただいたときに経験があるのは、その自治体は耐震改修をとにかく全学校にやっちゃっていたので、結局、その後、廃止になった学校を転用したり廃止して民活しようとしたときに、補助金の適正化法で全然いじれないというような経験がありました。将来的な利活用を学校も含めて考えていく上で、耐震改修なりに今お金をかけてしまっているのがどれくらいの状況か、その辺は今のいかがでしょうか。

○教育総務課長

耐震改修は終わってございます。ですから、今後、転用とかを考えた場合、用途廃止を伴う場合には、補助金等ももらっているところであれば、補助金等の手続を進めていくことも必要かと考えます。

○日吉委員

現状では耐震改修は全て完了しているという前提ということですね。わかりました。

○武藤会長

ほかにいかがですか。
本木委員、どうぞ。

○本木委員

これから学校の適正配置ということを考えるときに、文科省の全国的な通学距離だったと思いますが、小学校が4キロメートル、中学校が6キロメートル、こんなにあるんだと。小学生が1時間かかって通うのが全国的なものなのかなと。実は不勉強で、これを見て初めてびっくりしたのですが、船橋市内の現状はどうなっているのかなと。いろいろコミュニティによって、一番広い船橋市の北部などは相当遠距離の部分があるかもしれないけれども、都市部で1時間規模の通学距離を持っているところはあるのだろうかと思ったので、その辺の確認をしておきたいというのが一つ。

それから、ここでも、学校を考えるとときにコミュニティの状況を十分斟酌しろという話になっています。おととい、船橋市は総合防災訓練をやったわけですが、そのときの学校というのは避難施設として重要な役割を果たしているんです。つい最近、7月6日でしたか、倉敷市の真備町では、新聞報道によれば、180人ぐらいしか入らないところに2,000人押し寄せきて、ほかへ行ってくださいというふうに地域の人たちが規制するのが精いっぱいだったというような報道がなされています。ああいった大きな自然災害があったときの役割は、どうしても地域としては必要なもので、その辺は十分斟酌をしないとこの検討は偏ってしまうのではないかと、こんな気がいたします。

○教育総務課長

国の基準では、小学校はおおむね4キロ、中学校でおおむね6キロ以内となっておりますけれども、定義ですと、交通機関を活用した場合の通学時間を目安としておおむね1時間以内とされておりますところから、本市の場合は、交通機関を活用して通学時間が1時間を超えることは考えにくいことから、そういった交通機関を活用した場合の通学時間について特に基準となる考え方は設けておりません。

それから、災害時の関係ですけれども、緊急避難場所である学校は、児童生徒の家からできるだけ近距離にあることが望ましいと考えております。

○武藤会長

よろしいですか。何かありますか。

○山崎副市長

私が聞くのも非常に変な感じですけども、市の教育委員会として、小・中学校の通学の距離はお持ちになっていたんじゃないですか。

○教育総務課長

失礼しました。小学校はおおむね3キロ以内、中学校はおおむね4キロ以内を原則としております。

○沼尾委員

今後、子どもの数が減っていくに当たって、先ほど日吉委員がおっしゃったような形で、学校機能自体を整理・統廃合して学校機能に特化した形で集約するというやり方と、三山小学校の例にあるように、小規模な施設として残しつつ、そこを複合型の多機能型施設として地域の拠点として維持していくというやり方と、集約化させるにはそれぞれのやり方があると思います。

船橋のすごいところは、三山小学校の事例がある。つまり、多機能集約型の場合、施設がどういふふう機能しているのかというところの経験があるわけですし、それを共有できる体制にしておくことが大事なことはないかと思えます。一つの施設に学校とデイサービスセンターの両方が入っているとのことですけども、当然、所管が複数の課にまたがるものですので、この施設の維持管理ですとか、何かあったときの対応策も含めて、庁内でどういふ役割分担や連携、情報共有の体制を作っているのか。将来、もし一つの施設を多機能型で維持、活用するということだとすると、庁内でどういふ活用型の施設維持管理の仕組みをつくらなければいけなくなってくる話になるわけです。そうではなくて、学校機能に特化していったら、整理・統廃合を進めて、学校をどんどん集約するんだという

ことであれば、今の組織の縦割り型でいけるのかもしれませんが、そのあたりも含めて、コミュニティのプラットフォームとしての機能を学校が担うというところで、特に中部と北部は、多分、学校を統廃合してしまうと地域の拠点となるところはどうなるのかというような問題も出てくるのではないかと思います。そうしたときの両方のパターンに合った形での施設の維持管理とか情報共有のための庁内連携の仕組みを考えておくことが大事だと思います。

この三山小学校のケースについては、今、どういう形で施設の維持管理の役割分担がされているのかとか、その施設で何かあった場合の情報共有の仕組みみたいなものは既にお持ちなのか、そのあたりのところを教えてくださいと思います。

○教育総務課長

複合施設ということで、建築基準法第 12 条点検については教育委員会で所管しておりまして、先ほどの三山老人デイサービスセンターを高齢者福祉課で所管をしているところでございます。

○佐藤委員

施設管理の責任者は誰なんですか。学校の先生ですか、学校長ですか。

○教育委員会管理部長

管理部長です。小学校においては、放課後ルームが既に全校で入ってまして、それは子育て支援部のほうで所管しております。学校の部分は教育委員会が責任を持っていますけれども、子育て支援部が施設を所管しているところもあります。アラームで仕切ったりしていますので、場合によって若干異なるかもしれませんが、複数の所管が入っている場合もあります。

○山崎副市長

今、船橋市は、学校が持っている行政財産を例えば市長事務部局が使おうとする。そうすると、学校も非常に大変な、今先生方の労働の話ですとか、いろいろあるじゃないですか。そういった中で、あくまでも現在のやり方ですよ。例えば放課後ルームという学童保育、これを基本的に学校内に入れていきます。そのときの取り決めとして、市長事務部局の財産という形で分けています。校庭を使う場合、土地は分けていないけれども、建物を建てるときの接道要件がありますでしょう。そのときには、校庭の中にここが道だというような形まで決めて、その建物を市長事務部局の建物というような形。ただ、やはり安全面ですとか、校舎の中を使うときも、完璧に学校の負担がかからないような形、今後どうなるかわかりませんが、そのような形で出入口も全て共用ではなく、分けるとか、独立させた使い方になるような形でやらせていただいています。

それから、先ほど本木委員のほうから出ましたコミュニティとの関係での避難場所を学校はどうするんだという話がありますけれども、先ほど教育委員会のほうから話がありましたとおり、学校は全て避難場所に指定しています。体育館はやっていないところが多いですけれども、校舎につきましては全て 100%耐震しています。ですから、逆にそこをまた別のところへ持っていくというのは、地域住民にとっても非常に混乱を招くような形ですし、不便になってしまうので、基本的にどういう形であれ、あくまでも今の段階ですが、避難場所は各学校に残していきたいというような思いで今のところは考えております。

○佐藤委員

公共施設等総合管理計画的にいうと、これから公共施設の面積を集約させていかなければいけないというときに、学校は面積が非常に大きいので、集約対象として一番なりやすいのですけれども、他方で一番面倒くさいという分野でもあるので、ひっくり返して考えれば、例えば図書館とか文化施設とかほかの公共施設を学校施設に集約化できれば、全体として面積が減ればいいわけですから、割り切って考えれば、それも1つのソリューションだと思うのです。そこは船橋市さんの選択肢の問題で、学校の数を減らすのか、学校の施設、箱物としての学校は維持しておいて、その中にほかの図書館とか文化施設とかを全部入れていって、図書館とかそっちのほうの面積を減らしていくのかという、そこは考えどころなのだと思います。

ただ、その場合であっても、先ほど私が言ったように、やはり学校が複合施設化するので、その管理が大問題。もう、あっちこちに仕切りをつくらなければいけなくなってしまいますので、これは法律の問題なのでしょうけれども、そもそも学校の施設の管理責任者が学校長だということに問題があって、割り切って考えれば学校って間借りしている。本来あれは市の建物であって、そこにたまたま学校という機能が間借りしているだけで、校長はその運営責任者であって施設の管理責任者ではない。施設の管理責任者はあくまで最終的には市長なんだというふうに位置づければ、いろんなものが入っていてもいいはずですね。

これは多分法律マターなのだと思いますけれども、施設の柔軟な運用というのは、さっきの補助金の返還の議論もありますけれども、それを考えないとなかなか複合化という方向には行かないかなということ。

それから、最後2点ですけれども、避難場所という役割は確かにあると思いますが、これはどの程度そうなのかということ。多分対象となる住民の数とか、それから今その学校がどれくらい古くなっているかということで、二次元で少し分類できるような気がするんです。立川がそれに似たようなことをやっていて、つまり古くなっている公共施設と避難場所としての機能というのでやっていて、プライオリティはもちろん避難場所としての機能が重要で、かつ古くなっているところ、まずここから更新していきましょうという、そういう更新ルールをつくっているんですね。ですから、もし避難場所というところ、災害対応を重視されるのであれば、そういった軸で、多分これからどこを優先的に更新するのか、あるいは最終的にやめるとしたらどこをやめるのかということについて、少し割り切りはできるのかなという気はしました。

あと、地域のつながりですが、私は個人的には学校と地域のつながりというのは、ただの理念論だと思うのですが、ただ、そうは言っても地域住民の声はあります。時間はまだあるので、少し早い段階から地域住民と一緒に考えていくという姿勢は、前も言ったような気がしますけれども、大事なかなと思いました。

○谷本副会長

今のお話の関連で1個だけ確認しておきたいのですが、避難場所と言ったときに、これまではどうしても地震の被害があったときの避難場所というふうに私も想定しがちですが、今回の岡山のケースもありますけれども、水害というケースが最近出てきていて、地震のときの避難場所に関しては、今、都市部はかなりマンションとか集合住宅に住まわれている方が多いので、そもそも避難所に来ないという想定がカウントされているケースが、特に東京の千代田区なんかだと、もう避難所に来ないということの設定をされているので、対象人数の見込み方が、いわゆる地震のときと水害のときで変

わってくる可能性があります。そこはちょっと配慮しておく必要があるのではないかということで、申し添えておきます。

本題のほうに戻します。本題の関係で申し上げておきたいのは、前回出していただいた資料が、公共施設の再配置計画の中で、対象施設として挙がってきている学校のお名前が、10年後に1学年1学級の見込みですという形でしかお示しただけでなかったので、できれば建物を、この行財政改革の会議の中では、どちらかという更新費用がこれからどれだけかかってくるのというところの数値と重ねて見たいところがあったので、単純に学校の機能として子どもが減るから、ここなら再配置の対象になるということではなくて、むしろ建物そのものがあとどのぐらいで建て替えをしなければいけないのかというものの例えば横軸と、実際の学校の人数がどう変化していくのかというのをきちんとクロスさせたりということで、少し多角的に今ある学校を見ていただくような資料が欲しいなというふうに期待をしていましたが、出てきた資料がむしろ統廃合等の空き教室をどう使うかみたいなどころでの今現在の現状のところしかお見せいただけていなかったのも、もし可能であれば、また先送りになってしまうかもしれないですけれども、今ある学校が、いつごろ建て替えなり改修なりしなければいけないところが具体的にどれだけあって、それに対して生徒数がどう変化していくのかというところと重ねていただいて、そうするとこのあたりは建物も老朽化しているし、生徒数も減っているし、じゃあ、そこは建て替えて複合化しましょうという話もできるでしょうし、一方で、子どもの数は減らないんだけど、建て替えの対象としなければならない現実的な課題がありますよねというところが見えてくると思うのです。

前回、やはり統廃合にとっても手間がかかりますよねと私は申し上げたつもりだったのですが、今の段階では建て替えまで例えば10年、20年あるかもしれないけれども、10年、20年先のものを地域で合意形成を図るのには、やはり5年、10年かかったりということもあるので、今からそういう多角的な資料を整えて、どこから手をつけていったほうがいいのかというのは、なるべく早く地域の人たちと情報共有していきましょうという意味合いで資料提供をお願いしたつもりだったので、ぜひ、そこをもう少し整理をしたものをきちんと示していただきたい。私どもは教育委員会ではないので、学校としてどうあるべきということをここで申し上げるのは、ちょっと権限を逸脱しているというか、踏み込み過ぎてしまっていると思っていますので、むしろ建物の更新費用というところのアプローチからいただいた資料のところ、こうやったほうがいいのかというコメントができるかと思っています。ぜひそちらのほうでの資料をご提供いただきたいということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○財産管理課長

財産管理課です。建物の改修費用ですとか、築後65年を目標としているのですが、65年後に建て替えたらいくらぐらいかかるという数字は、把握しているというか持っていますので。ただ、児童・生徒数は教育委員会のほうからいただかないと、私どもは持っていないので、その辺はあわせてつくりたいと思います。

○武藤会長

よろしいですか。ちょっと資料づくりは大変かと思いますが、お願いしたいと思います。

○山崎副市長

確かに副会長おっしゃるとおり、この数字的なもの、今、担当課長はあると言いましたけれども、あるのは、今ある公共施設を今のまま建て替えたらいくらかかるかというものでございます。それで、まさに個別の施設をグルーピングして、計画をどうつくっていくかというのを問題意識として持っているんです。うちの総合管理計画では建て替えたなら3,000億円かかってしまいますというところまではいっています。ただ、学校だって、4棟ある校舎を廃校するという議論も場合によっては出てくる。例えば、この校舎自体はあと20年、30年使えるけれども、他に転用しなければいけないとかという話だと思っています。ですから、佐藤委員がおっしゃった複合化ですとか、そういった問題を考えていきたいと思っています。

今、私どもに欠けていたのが、各グルーピングされた個別のものに関してどう考えていくのかということで、それは今後取りまとめさせてもらいたいと思っています。ですから、今後の児童推計をもとに、例えば5年後のところ、10年後ぐらいのところ、あるいは20年、コストがどのぐらい、最終的にどこに着地していくらになるかというのは、これはもうちょっと時間をいただかないと、少なくとも次の委員会ですとか、次の次の委員会に出せるような状況にはとてもございません。ただ、問題意識としては、そのような形で、建物の棟が要らなくなるものに関しては、そこは何かの措置を講じていきたいとか、場合によっては、そこで費用がかかり過ぎであれば、そこは除却という選択肢もあるのでしょうか、その辺はいろいろ考えさせていただく。それを早急にやりたいと思っています。

○谷本副会長

すみません、ちょっと私の言い方が足りなかったと思うのですけれども、やみくもに全部のデータをいただいても私どもも処理できないので、むしろ今おっしゃっていただいたように、ある程度市としてこういう方針があって、そのもとでこの地域をグルーピングしたいんだということで出していたほうが、先生方からもより多角的ないろんな意見、アイデアも出していただけるかと思えますので、そういう形で少し時間がかかっても、逆にまだちょっと先の長い目で対応できることだと思いますので、物の見方を少し整理するというところでやっていただけたらいいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○武藤会長

それでは、私からも。まずは、一番最後のページの三山小学校にデイサービスセンターを入れたときは、文科省から補助金の返還とかを求められるんですよね。これは、そういうことをされたのかどうかというのはいかがでしょうか。

○教育総務課長

教育総務課でございます。ただいまその辺の資料がございませんので、申しわけございません、ちょっとわかりません。

○武藤会長

これが始まったのは、行革審の第3次のパイロット自治体のときからで、もう大分たつので。何年ごろから三山小学校はこのデイサービスを設置されたんですか。

○教育総務課長

平成10年度から三山老人デイサービスを開設しております。

○武藤会長

じゃあ20年たつ。ということは、98年ころだから、そのパイロット自治体の後の特区とか何かあって、文科省も少し妥協をし始めた時期かなとは思いますが、いずれにせよ新しく建てるよりも、小学校をちょっとリフォームしてデイサービスに変えるほうが安くはなるのではないかと感じます。

こういういい事例もあるのですが、6ページのところに基本方針が17年にできたというふうにかかれていて、それから見ると12年以上たっているわけですが、ここでは具体的な対策を講じるというのは過小規模校だけで、過小規模校はないということですから、具体的な対策は何もとらなかったと。小規模校については残っていますので、望ましい対応策について検討を始めるというふうにかかれているのですが、その後12年の間でどのような検討をされたのか、それをお尋ねしたいと思うのですがいかがでしょうか。

○教育総務課長

ただいま、6ページにも記載させていただいておりますけれども、金杉台中学校の今後について、学校の評議員、PTA、学校関係者と話し合いを始めているところでございます。

○武藤会長

中部、東部、北部ですね。あるいは中部なんか東部にかかるようなところと非常に近い中学校で過小規模があつたりとか、こういう具体的な対策を考えていく場合には、統合しやすいところを中心に、それから耐用年数があとどのぐらい残っているのかとか、児童・生徒数の今後の推移はどうなるのかというようなことを、全ての学校について出せということではなくて、統廃合ないしは複合化を進めるモデル的なものでやらざるを得ないかもしれないのですが、少し検討を具体的に始められるほうがいいのかなと思います。

それから、複合化の場合も、ここでは放課後ルームはもう全校にあるということですが、デイサービスとか、先ほども佐藤先生から、図書館とか、小学校を使ってできる複合施設というものについての検討、これは教育委員会だけではなくて全庁的に対応しないといけないことですから、十分に組織を挙げて取り組んでほしいと思います。

それから、さらにもう少し具体的に、先ほど499の教室が残教室として残っている。全体で使用可能な教室1,997のうちの499ですから、25%もあるということで、子どもの数がそのくらい減って、統計的には昭和51年ぐらいからですから、半分までは減っていないけれども、1教室当たりの人数も減ってきてはいますが、この残教室のうち本当に転用できる、あるいは複合化とか他の目的で使える教室というのをしっかりと把握する。その場合、重要なのが稼働率だというのは佐藤先生ご指摘だったわけですが、名前をつけて使っているふりをするというのは、これは失礼な言い方になりますけれども、やはり予算を文科省に配分されると文科省のお金のように考えて、補助金を出したら返せと言う。みんな国民の税金ですから、市民の税金ですから、私たちが払うときに、これは文科省に、これは国交省にと配分しながら払っているわけではありませんので、市としてもっと総合的に、市の施設という発想をしっかりと打ち出していく必要が、これは国と大げんかになるかもしれませんが、そういう必要があるのではないかと私も思います。もう少し調査を進めていただければというふ

うに思います。

それでは、ほかにご意見よろしいですか。本木委員、どうぞ。

○本木委員

本木です。船橋市は、かつて教育財産を福祉活動に利用している例というのがあるんです。社会教育法が変わったときに地区社会福祉協議会というのができて、教育財産であったある公民館の一角を地区社会福祉協議会で利用しているという例があります。したがって、学校も教育財産ですから、それを複合施設として活用できる道というのはあるはずだと、我々市民はそう思っています。しかし、実は私ども、地域として道路を90センチ伸ばしたい、中学校の土手を90センチ道路にする。そうすると、道路にガードレールをつくれて、子どもたちが安全に通えるんです。この90センチをやるだけでも教育財産を一般財産に変えなければならないので、この運動が非常に時間がかかったという例もあります。

そういうふうなことで、先ほど佐藤先生がおっしゃったように、いわゆる学校の施設そのものが、一体誰が責任を持っているんだという部分を整理するということは、これは非常に大事なことだと思っています。

それから、中部ブロックで小規模校がたくさんありますが、この中で市民に開放している図書室を使って、自由に市民も使ってくださいという学校もあります。既にそれも実質的な複合だと思っています。そういう例もあって、制度的に整理しなければならない部分がありそうなので、ぜひその辺については整理をした上で、これからの学校のあり方というのを行政としてもしっかり考えていくべきだと思います。よろしくをお願いします。

○武藤会長

さまざまなご意見、どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に進めたいと思います。

(3) 会計年度任用職員制度について

○武藤会長

会計年度任用職員制度についてでございます。将来財政推計の説明でもありましたが、今後の行財政に大きなインパクトを与える会計年度任用職員制度について、船橋市に与える影響と、その対応についてご説明をいただきたいと思います。主管課から説明をお願いします。

○職員課長

職員課でございます。資料4に基づきまして、会計年度任用職員につきましてご説明をさせていただきます。前回の会議を受けまして、会計年度任用職員制度につきまして資料を用意させていただきました。

まず、2ページをご覧くださいと思います。これはもう委員ご承知のとおりかと思っておりますけれども、地方公務員の臨時・非常勤職員における現状でございます。平成28年4月現在で約64万人でありまして、約10年前は45万人ということでしたので、増加傾向にあるということです。窓口、内部事務、また各施設などさまざまな分野で活躍しておりまして、地方行政の重要な担い手となっております。

ります。しかし、従来制度が不明確であり、地方公共団体によって任用・勤務条件に関する取り扱いがまちまちであるために、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保することが求められておりました。

このようなことから、平成 32 年 4 月から会計年度任用職員制度が導入されることとなりました。地方公務員法、地方自治法の一部改正によりまして、一般職の非常勤職員の任用制度の明確化、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム）、これらの制度が開始されることになりました。また、これにあわせて非常勤特別職、また臨時的任用職員の任用条件を厳格化しまして、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとなっています。それから、先ほどちょっと話がございましたけれども、同一労働同一賃金の観点から、会計年度任用職員につきましても期末手当の支給が可能となるような規定の整備がされたところでございます。

具体的な制度は 3 ページの表にまとめてございます。現行の臨時・非常勤職員は右側となっております。例えば昇給ですとか、条件つき採用の制度ですとか、あるいは期末手当の制度というのは、現在ございません。これが左側の会計年度任用職員の表になりますと、例えば 4 ページに具体的には書かせていただいておりますけれども、同一労働同一賃金ガイドライン案というものの考え方に沿った形で国では制度が構築されておまして、パートタイムの場合であっても、例えば昇給的な考え方が示されている。それから、給付のところ、6 カ月以上任用の場合には期末手当を支給するということが示されているということがございます。また、フルタイムの場合には、これに加えて、例えば退職手当なども適切に支給するようというところで示されているところです。これは、本市におきましては、現在制度の検討中でございますので、あくまでも国の示している会計年度任用職員の制度ということにはなりません。

それでは、船橋市の現状でございます。6 ページをご覧ください。今年の会議でもお示しさせていただいたところですが、平成 20 年以降で見ますと、緑色の非常勤職員の部分が非常に増えているということがございます。これに先立ちまして、平成 10 年代、平成 20 年代の初めごろまで、常勤職員を削減いたしまして非常勤職員に置きかえるということを行ってきた時代がございました。一部、指定管理者制度ですとか委託も実施しながらではありますけれども、非常勤職員が増えてきた状況でございます。

7 ページをご覧ください。人件費でございます。このところ団塊の世代の大量退職ですとか職員の若返りということもございまして、黄色い常勤職員の部分は人件費が減ってきて、最近横ばいという状況でございます。一方で、先ほどから申しましたように非常勤職員、オレンジ色の部分は増えてきているという状況でございます。

8 ページをご覧ください。これも昨年お見せしたものに手を加えたものでございますが、非常勤職員が多数配置されている部署、多い順に並べたものでございます。放課後ルーム、保育園、放課後子供教室、公民館、小学校、ここまでが福祉施設ですとか教育施設でございまして、本庁でいいますと戸籍住民課が一番多いという状況になっております。以下、この順で非常勤職員、臨時職員が配置されております。参考までに常勤職員の数も青い部分で表示をしております。

10 ページ以降をご覧ください。会計年度任用職員制度への移行に当たる対応についてご説明いたします。全国的な課題としまして、左に挙げました項目、人事当局による任用根拠・勤務実態の把握がなかなかできていないということがございます。船橋市の場合は、現状でお書きしているように、これまで人事担当課の職員課・教育総務課・医療センター総務課に、大きな部分は集約をしてきているところがございます。

それから、適正な任用根拠の確保。一般職として任用されるべき者が特別職として任用されているケースも全国的には多いと。こちらのほうも一部、保育園などで臨時的任用ということで任用しているところもありますけれども、非常勤の一般職というものに従来から移行は進めてきたところがございます。それから、平成 32 年度以降、臨時的任用職員は、常勤職員が欠けた場合に本格的業務のかわりということで限定されるということがございます。これにつきましては、船橋市の場合は現在、補助的業務に臨時的任用をしているということがございますので、現在の臨時的任用職員は制度としては会計年度任用職員に移行していくということになります。

それから、一番下の部分でございます、船橋市で一番問題になるのが簡素で効率的な人員配置というところかと思えます。現在の臨時・非常勤職員を漫然と会計年度任用職員に移行すべきではないということでございます。先ほども申しましたように、平成 10 年代から 20 年代初めにかけて、業務の切り分け等を行った上でございますが、常勤職員を臨時・非常勤職員に置きかえてきたということがございます。平成 27 年現在で市職員に占める臨時・非常勤の割合は、他市の調査結果でございますが、44%で多くなっているという現状です。それから、会計年度任用職員制度が始まるに当たりまして、先ほど将来財政推計でも話がありましたように、およそ 10 億円、手当支給に財政負担が増える。それから、常勤職員につきましても今後大幅な増員はなかなか難しいということで、対応しましては ICT 活用、アウトソーシングについても検討を行うということが必要かと思えます。

11 ページが人件費の見込みでございます。期末手当の支給でおよそ 10 億円増加するのではないかと見込んでいるところです。

12 ページのところ、今後の取り組みでございますが、非常勤・臨時職員の職務内容を精査しつつ、以下の点にも留意しながら、会計年度任用職員制度への移行を図ってまいりたいと考えております。左側が先進 ICT の活用です。これにつきましては、21 課でフロー図作成、また 13 課で実証実験ということで、これは緒についたところでございます。スモールスタートで、今後実効性のあるものを活用していきたいと考えているところでございます。また、民間委託の検討も必要かと考えております。

現在、庁内的にも調査をしているところですが、課題のところを書きましたように、従来臨時・非常勤職員を活用してきたというところで、コストがその時点で削減されているということがございますので、委託をすればコストが増えるという課題が船橋市の場合でございます。このところをどう考えるかということになってくるかと思えます。

指定管理者につきましては、前回も話がありましたように、ワーキンググループを設置しまして、今導入の可能性を調査検討しているところでございます。指定管理者制度につきましても、臨時・非常勤職員で担っている部分を指定管理に移すということになりますと、先ほどと同様にコスト増になってくる可能性は、コストだけを考えたときにはあるということも課題の 1 つとなっております。

会計年度任用職員制度につきましては、説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○武藤会長

ありがとうございました。

職員課から会計年度任用職員の説明がございました。ここまでのご説明でご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○佐藤委員

言いにくいのですが、会計年度任用職員制度、これはかなりほかの自治体でも今議論があって、この間、町田市でも会議をやってきたのですが、やはり最大の問題は、これは同一労働同一賃金の世界に入ってきますので、これまでのように例えば非常勤と正規職員との間で入れ子的に業務をやっている場合、同じ仕事をしているということになりますので、補助的な業務をしているというけど、その同じ補助的な業務は正職員もやっていたりするわけなので、だとすると同じ仕事をしているじゃないですかということになる。そうすると期末手当だけでは済まなくて、昇給の対象にもなりますし、下手すれば訴えられてしまうんですね。つまり常勤にしろという議論も出てきますので。

なので、まずやらなければいけないのは、実は業務の仕分けです。厳密にという言い方はかなり厳しいのですが、正規職員とこういう会計年度任用職員制度の対象者の間で業務をどう切り分けるかという作業がこれから入ってきて、これ実はもう時間がないんですよ。2020年度からの施行なので、かなり急がなければいけないということ。それをやるに当たっては業務フローをちゃんとつくっておかないといけない。把握しておく必要があります。

例えば窓口の受け付け。些末なところで住民票の発行に至っても、誰が受け付けをして、誰がそれを確認して、誰が最終的に発行の承認をおろすのかとか、そういう業務フローを課ごとにちゃんと明確にして、どの業務フローを誰がやっているのかという現状を把握して、次に、この部分は嘱託がやってもいいだろうとか、この部分は正職員だと、公権力の行使のところは典型的にそうですが、この部分はとにかく正職員でなければだめだという、そこの仕分けを多分課ごとにやっていかないといけないのだと思います。こういうときって多分一般論は全く役に立たなくて、それぞれの課の具体的な業務を捉えた上でやらないと、多分後で大混乱になるだけだと思うので。となると、かなりやらなければいけない作業は多いですね。ですから、時間的に大丈夫かなと。町田も同じことを言っているんですけども、時間的に大丈夫ですかという議論。多分各課ごとに早急に業務フローの確認をするということをやらなければいけない。

それから、最後に出口ですけども、12ページの図にあるとおり、この会計年度任用職員制度をどういうふうに位置づけるかで、船橋市としてはこれを恒久的な制度として活用したいのか、あるいはICTとか民間委託とかへの移行過程、今勤めている方もいらっしゃるの、つまり最終的な出口は、やっぱり今やっている業務のかなりをICT化させるのか、あるいは、コストがかかるというけれども、包括的に業務委託すれば結構安く上がるので、要するにできるだけ窓口の業務を一括委託するとか、そちらのほうに出口を見出すのかという、これも工程表みたいなのをつくっておかないと、何かちんたらと無計画に会計年度任用職員制度が定着してしまって、結局業務改革にもならないし人件費だけかさばるしという話になってしまうので、そこのあたりの出口感というのを持たないといけないのかなと思います。

○武藤会長

ありがとうございました。どうぞ。

○職員課長

職員課でございます。業務の整理につきましては、今年度に入りましてから各課に対して行っているところでございますけれども、今ご意見がありましたように、業務フロー等を今後考えていく必要はあろうかと思っております。ありがとうございます。

○武藤会長

いかがでしょうか。どうですか。お願いします。

○沼尾委員

ご説明ありがとうございました。

民間委託や指定管理者制度導入に関しては、確かに人件費のコストの部分もあると思うのですが、最終的に提供されるサービス自体がどのぐらい画一で均質なものである必要があるのか、それとも、やはり個々の利用者によって柔軟に、多様化したニーズにきめ細かく応えなければいけないのか、というところでの区分がかなり重要だと思っています。ある意味、行政が直でやったときにどうしても均一性というものを住民が求めるところがあります。委託や指定管理のいいところは、それぞれの利用者に応じて異なる対応をしても、民間でやるとあまり文句を言われたい。役所がやると「何である人はこうなのに」というふうになってしまうので、そのあたりのところをむしろ重点的に考えていくことが大事ではないかと思いました。

それから、人件費という意味で、先進ICTの活用というところが出てきているのですが、ICTを入れると効率化できてコストが下がるというのは一般論としては言われるのですが、多くの自治体さんで話を聞くと、ICTの導入というところで、最初にシステムを入れるところはかなりの格安料金で入れられるのだけれども、その後、それがどんどんカスタムメイドされていくので、次の更新では本当に言われた金額の見積もりで、随契でやっていかなければいけなくなり、後からものすごくコストがかかってしまうとか、あとは、一旦そのシステムがつくられてしまうと、業務自体の性質が変わってきていて、やり方を変えたいのだけれども、それを変えようとするシステム自体を組みかえなければいけなくなるとか、そこに莫大なコストがかかるので、業務のほうをシステムに合わせなければいけなくなるとか、実際に業務がどこまで効率的にやれるかというところは、実はICTの導入については課題も多いと思うのです。そのあたりを含めて、確かにここの業務フローのところを考えた上で、ICT化することによって本当に効率的にできるのかどうかということと、やっぱりこれは業務自体が硬直化してしまうよねということとを、うまく切り分けて議論をしていくことが大事だと思うのです。

例えば公共事業ですと、役所のほうには設計士だとか技術系の職員の方がいるんですけども、実はこういうシステムエンジニアのような専門職を自治体がプロパーで雇っているところは非常に少なく、そうすると、業者から出てきた見積もりをどう評価するのかとか、それを受けとめて、業務フローとの関係でどういうシステムをつくってもらうように技術者の方と折衝するのかとか、そういうところが後のコストの効率化というところに相当響いてくると思うので、もしICTということを考えるのであれば、ここの会計年度任用職員制度導入そのもの話からちょっとずれてしまうのですが、そういったところできちんとICT対応の正規職員の方を入れて、業務フローのところを検討するということをやっていかないと、最終的にもものすごくコスト高になってしまうのではないかなということとをちょっと心配しています。そのあたりぜひ検討されるといいのではないかと思います。

○職員課長

ちょっと職員課の担当ではなくなってしまうのですが、情報システム課というICTの担当課がございまして、そちらのほうでシステムの導入のときの予算の査定などは、常勤職員だけではないのですが、委託ですとかを使いましてやっているところではございます。

○佐藤委員

ちょっと2点ほど。今の話の続きになってしまいますが、業務フローを見直すときに本当はすごく大事なものは、ほかの自治体と比較することなんです。これは町田がやっている、多分船橋市さんも市民税課で参加されていたと思いますが、ベンチマーキングの話になってきて、なぜかという、まさにカスタマイズの話になるので、最後は高い金をベンダーから吹っかけられるという落ちになる。ですので、できるだけ業務をいろんな自治体間で標準化して、標準化された業務を外に出すというやり方にしていかないと。

これは民間委託も全く同じですよ。包括委託なんかしたときも、自分たちでカスタマイズを重ねると、結局その特定の業者しか受託してくれなくなってしまって、あとで吹っかけられるだけなので、できるだけ出す業務フローもある程度ほかの自治体とそろえていくということをやらないとまずい。それは多分、千葉県なら千葉県の中でそろえてもいいとは思いますが、だから本当に時間がないうですよという話になる。自分たちの業務を整理するだけではないんです。だから、今ある業務をそのままICT化なんかできるわけがないので、どこまでを標準化していったら、どこを要らないものとして切り出すとか、要らないものとして捨てるとか、そういったところの取捨選択も含めての業務フローの見直しというのをやって、あと、そこに人を張りつけていったら、今度はその一部を将来的にICTに切りかえてとか民間委託に切りかえていく可能性を模索するとか、そういうふうなルールになるので、結構その意味においても大変かなという気がします。

もう一つ、最初に今回、入口はこの会計年度任用職員制度で、先ほど申し上げたように、出口というのはICT化であり民間委託ですけれども、究極の出口は、実は正規職員の働き方改革なんです。つまり、極めつきは、じゃあ正規職員って何やるのという、そこが問われてくると思います。

なぜかという、恐らくどこの市もそうですけれども、嘱託の方のほうが長く同じ課にずっと働いているので、彼らのほうがはるかにプロパーなわけですよ。そうなってくると、じゃあ正規職員の方の仕事って何なのという、やはり先に切り分けるときに、特にそのあたりの、これからのあるべき働き方、それも考えていかなければいかならないという、多分庁内へのメッセージとしても、やはり自分たちの働き方もあわせて考えていくということをやらないと、この問題に対する取り組みの方向はちょっと間違えるかなという気がします。

○武藤会長

いかがですか。

○日吉委員

日吉でございます。今の話とまた重複してしまうのですが、ICTの導入、これは多分、必然というか待たないで、こういった業務改革をする中では必ず避けて通れないかなと思いますが、そのときに、今も佐藤先生のお話にあったように、できるだけ標準化をしていくというか、カスタマイズしないということが非常に大事ということは私も思っています。民間企業のコンサルで情報システムの導入とか業務改革というときに、通常、ベンダーがいろんなパッケージソフトというのを持っていて、それを使いながらカスタマイズするというのをやります。これは日本の企業もそうですけれども、どうもカスタマイズをしたがっていて、今の会社がやっているやり方をそのパッケージソフトの中で実現したいので、ものすごくカスタマイズしてしまう。

そうではなくて、基本的に我々がコンサルでやっているのは、基本的なパッケージソフトの業務フローにいかにか今の会社がやっていることを合わせさせるかということをやっている、ですから多分この役所の事務システムも業務フローもいろいろ特性はあるとしても、基本的には法定事務をやるというのが基本で各役所は一緒だと思いますので、何らかしてその標準的なパッケージの業務フローにできるだけ今の市の流れを合わせていくような、そういうような発想でやっていくと多分業務改革のほうは非常に効率化が進むと思いますし、ベンダーにどンドンぼられるみたいな話もなくなるのかなと思います。

それからもう一つ、さっき佐藤先生が正規職員の方のまさに働き方改革だというお話をされていたと思いますが、民間委託なり指定管理者制度を入れるというところで多分役割が変わってくるというふうに思っています、今まではまさに行政サービスを企画して、自らそれを実行していくというか、そういった企画から実行から全部一気通貫で行政職員の方がやられていたということになると思うのですが、そうではなくて、その手足となる実行のところはまさにアウトソーシングしたりシステムでやっていって、企画のところと、それから実際にサービスが適切に提供されるかというチェックのところ、企画とチェックの役割が変わる。自らサービスを提供する側ではなくて企画者とチェックの立場という、そういう形で役割が変わっていくということが、多分これからの正規職員の一番の役割なのかなと思います。

○武藤会長

どうぞ。

○谷本副会長

資料についてのご確認と、今の、いずれにしても今後の対応のところを中心ですが、10ページのところの、「移行にあたっての課題」を表にさせていただいて、2つ目の左側の項目で「適正な任用根拠の確保」、隣に行くと肌色のほうのところ、「平成32年度以降、臨時的任用職員は、常勤職員が欠けた場合に、本格的業務を行う者に限定される」と、これが制度的な話だと思うのですが、今後の市のほうの対応のところをそのまま行くと、「補助的業務を行う臨時的任用職員については、会計年度任用職員へ移行予定」ということで、全国的な課題は「本格的業務を行う者に限定」と言っているのに、なぜこちらは「補助的業務を行う」という表記をされているのかというのが、ちょっと表の読み方としてわからなかったもので、教えていただきたいのが1点。

もう一つは、現実に臨時・非常勤職員が多い所属を8ページで一覧にさせていただいているのですが、今話題になって出ていたICTを活用して、つまり代替ができるというのがこの中でどのぐらいの割合というか、現実に今表に上がってきているものに、具体的な課名を言っても構わないのですが、どの程度のものがそういったICTなりで対応できるというふうにお考えになられているのか。ちょっとこの資料だけでは読み込めないもので教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○職員課長

資料10ページのところでございます。ちょっと表現がわかりにくくて申しわけございません。32年度以降、臨時的任用は常勤職員と同じような本格的業務をやるということで、制度的に変わります。船橋市の場合は、現時点ではですけども、本格的業務をやる臨時的任用というのは今のところは考えていなくて、従来の補助的業務につきまして会計年度任用職員に移行するというのを考えており

ます。これも必要性を今後考えていくことにはなるかと思えます。

それから、8ページの表ですけれども、教育施設、福祉施設につきましては、ICT化というのは、私の考えになりますけれども、あまりなじまないかなと思っておりまして、例えば導入の可能性があるのは、戸籍住民課ですとか障害福祉課ですとか、やはり事務系の部署が中心になるかと思えます。

○谷本副会長

ありがとうございます。

まず、1つ目の質問に関連してですけれども、制度の本質的な問題として、本格的業務を行う者だけにこの新しい制度を適用するというのは、例えばここで言うと常勤職員が欠けた場合にという理解は、例えば産休代替とか介護の代替とか育休の代替とかという認識だと私は捉えたのですが、「そういう雇い方はもう船橋はしませんよ」というお答えに今聞こえてしまったんです。むしろ補助的な業務を行っている職員について会計年度任用職員を使うということは、補助的な業務をやる職員を会計年度任用職員として、つまり、本来的な制度の趣旨とは違う形で使っていきますよというふうに私には聞こえてしまったのですが、その辺はいかがなんでしょうか、ということが1点。

それから、先ほどの表の該当の戸籍住民課とか障害福祉課ということは、今ここでおっしゃっていただいたのでわかるのですが、これから一般の市民に向けて情報発信されていくときに、こういう業務は民間委託の対象になっていきますし、こういう業務はICT化の対象になりますよというふうに、少し区分けした資料づくりというのでしょうか、そういうことをやっていかれないと、皆さんのお伝えになりたいことを広く市民の方たちに理解していただくのは難しいのかなというふうに思いますので、後半はそういうご指摘でとめますが、前半の質問について、もう一回説明をお願いしますか。

○職員課長

本格的業務を行う、欠員の場合ということで、確かに産休・育休等の場合がそういう場合に該当するかと思えますけれども、今の時点でですけれども、臨時的任用で本格業務を行う者を任用するというのは、現実問題としてはなかなか難しい部分もあるかと考えております。任用期間も短いです。現時点では、先ほども申しましたように、産休・育休などに入った場合には、補助的業務の部分を切り出しをして臨時的任用で対応しているという、そういうことで運用していますので、その補助的業務の部分は32年度以降は会計年度任用職員に移行する。そういうふうに考えております。

○佐藤委員

多分重要なのは、本格的業務か補助的な業務かではなくて、正職員とは違うミッションでなければいけないというのがポイントです。補助的であっても、同じ補助的業務を正職員がやっていたら、それは業務が重なっていることになります。ですから、本格的な業務であっても、それが特別職で、例えば図書館の司書さんとか調理師さんみたいに特殊な特別職であって、それは正職員と業務がかぶるものではないというならいい。大事なことは、正職員との業務の切り分けなのだと思います。

○事務局（政策企画課副主幹）

すみません、事務局から、ちょっと中断になりますが、今から総務部長、職員課長、管理部長、教育総務課長については、次の予定がございますので、これをもって退室させていただきたいと思えます。大変申しわけございません。引き続き補佐のほうで対応いたしますので、よろしく願いいたし

ます。

○武藤会長

はい。補佐が残るということですので、どうぞ。

○谷本副会長

今いただいたお答えで、そういう理解でお進めになるのかなと思ってはいるのですが、私のほうも認識が不足しているところもあるので、話がなかなかかみ合わないところがあるかと思えます。市のほうの今後の対応方針が出てきた段階で、少しきちんとお話をさせていただければと思えます。

○山崎副市長

議論の整理ですけれども、今の話は非常に大切なところだと思います。変な立場で発言になります。が、そもそも、常勤の職員が欠けた場合に本格業務をやることに限定されるというのは、これは国が言っていること？ 地公法の22条の臨時職員の規定をそういうふうに変えるということ？

○職員課長補佐

職員課長補佐でございます。
そのとおりでございます。

○山崎副市長

例えば、ある係長が欠けたらば、その場合にほかの職の者を充てるのではなくて、一般職の常勤の職員を臨時で雇用することができるというふうに法律が改正されるということ？

○職員課長補佐

基本的には、臨時的任用につきましては、採用をするいとまがないということで、今現在運用しているような、例えば地公法上の文言が22条のところで改正されているんです。

○山崎副市長

私もかつて総務をやったことがあります。聞いていて非常に違和感がありまして、現実的な運用は、書くことはできますよ。今の補助的業務は会計年度職員に持って行って、残ったところの臨時というのは、言ってみれば高度な判断をするところが常勤が残るわけだから、そのところに正規が残るわけだから、そのところが欠けた場合には臨時で対応だといっても、それは区分けで整理できても現実に絶対できそうもないじゃないですか。ですから、これに関しては総務省に確認するとかもう一回やっていただいて、わかり次第、個別に委員さんに連絡するという形で、どこまでできるかわからないけれども、ちょっと検討させてもらいたいと思います。

○佐藤委員

混乱の原因は、船橋市さんは嘱託とかをいわゆる非常勤一般職で採っていますよね。普通、ほかの自治体では嘱託は特別職が多いはず。だから、一般職の枠の中で考えるからこういう話になって

いるのかもしれないです。

○山崎副市長

先生、それは地公法の3条3項3号の非常勤特別職って、一定の知見を持ったりする者ということで、例えば、定期的に毎日来たり、時間が限られたりとか、そういう労働者性があるものに関しては、特別職ではないという見解があるんですよ。その辺はうちは全て整理してあるつもりです。

ですから、言ってみれば労働者と同じような勤務の割り振りをやっているものに関しては、基本的に一般職という形で採用しているはずだよね。それでいいんだよね。

○職員課長補佐

はい、そのとおりでございます。

○山崎副市長

という形なので、その辺を含めて全体の整理をして、またご報告させていただきます。

○武藤会長

制度がどういうふうになるのか、しっかりと把握していただきたいと思います。

10億円という数字が出てきましたけれども、これは年々昇給をするわけですから、10億円から増えていくということは明白なので、しっかりと対応しないと10億円では済まなくなると思います。

業務の見直し、それから、繁忙期にそろえて定員確保をするということが一般的なので、複数の課に所属する兼務とか、国の役人はあちこち、いろいろ兼務している人もいますが、そういう兼務というような形で繁忙期は応援部隊が増えるような形をとったり、ちょっと工夫が必要なのではないかなと思います。

私からはそんなところですが、いかがでしょうか、ほかにご意見ございますでしょうか。

2. その他

○武藤会長

それでは、本日の議題は以上ということになります。次回の会議のテーマについては、指定管理者制度導入基準についてを議題としたいと思います。皆様、それでよろしいでしょうか。

最後に、事務局から連絡事項等があればお願いいたします。

○事務局（政策企画課副主幹）

事務局でございます。本日も長時間にわたりご審議をいただきまして、ありがとうございました。連絡事項が2点ございます。

まず、次回、第3回目の会議ですけれども、10月の開催を目途に現在調整させていただいております。委員の皆様におかれましては、スケジュールの調整にご協力いただきたいと思います。

2点目でございますが、本日の会議の会議録につきまして、原稿ができ次第ご連絡をさせていただきますので、内容のご確認についてご協力をお願いいたします。

連絡事項は以上でございます。

○武藤会長

ありがとうございました。

では、これで終了いたします。活発なご議論、どうもありがとうございました。

閉会（15時30分）